

令和5年度（2023年度）島根県立大学
国際関係学部 国際関係学科
国際関係コース

一般選抜（前期日程）

小論文

【試験時間 90分】

以下の1から8をよく読んで、その指示に従うようにしてください。
指示に従わない場合は、不正行為と見なしますので、注意してください。

1. 解答開始の合図があるまで、問題冊子を開かないでください。許可なくこの問題冊子を開いた場合は、不正行為と見なします。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験問題は、1ページから5ページです。解答開始の合図があった後、問題冊子を確認し、印刷不鮮明な箇所等があった場合は、直ちに申し出てください。
4. 解答用紙は2枚あり、問題冊子とは別になっています。解答は指定された解答用紙の解答欄に横書きで記入してください。
5. 受験番号、氏名は2枚の解答用紙の所定欄すべてに記入してください。
6. 問題冊子の余白を下書きに利用しても構いません。
7. 試験時間中の退出はできません。
8. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

試験問題は次のページから始まります。

問題 下の文章を読んで、後の問いに解答しなさい。

学校の使命は「民主主義を教えること」

■ 民主主義の価値・知識・技術は学校によって培われる

スウェーデンの学校には「民主主義を教える」という確たる使命がある。スウェーデンの教育法 (Skollagen) では、教育の目的を「スウェーデン社会の基盤となっている人権の尊重と、基本的な民主主義の価値を伝え、根付かせる」(第一章四条)と定めている。この目的を達成する柱は3つあり、1つ目は知識や価値を伝授すること、2つ目は個人の成長を促すこと、3つ目は市民性を培うことである。この3本柱が民主主義社会へ参画する素養を培うことにつながると考えるのがスウェーデンの学校教育である。

ところで、(A) 教育法が謳う民主主義と人権に関する「知識」や「価値」とは具体的に何を指すのであろうか。スウェーデン若者・市民社会庁が2014年(当時は青年事業庁)に発刊した教員向けの副教材である『政治について話そう!』(Prata Politik!)では、「生徒は民主主義社会において、能動的な市民性(ett aktivt medborgarskap/英訳:an active citizenship)を行使するための技能を育まなければならない」と解説する。同書はさらに、「市民性を行使するための技能」つまり「市民的技能」について、学校調査局の2012年発行の『民主主義を基礎に置く価値に関する学校の取り組み』を引いて詳述している。

1. 法によって定められた、スウェーデン社会が根ざそうとする寛容、平等、連帯、人権の尊重、多様性、環境などの基本的な民主主義の価値。
2. 生徒が能動的に社会参画するために (för att aktivt kunna delta i samhällslivet) 必要となる政治、社会、民主主義の機能に関する論理的知識。
3. 民主的な社会で生活と行動をするために必要となる読み書き、基礎的な数学力、コミュニケーションや情報収集の技術、批判的な思考などの実践的な技能。生徒は、不変の知識によって社会に溢れる情報を取捨選択して見極めることを学ぶだけでなく、責任を取る経験、参画をする経験、エンパワメントされる経験、そして民主的な方法による練習の経験を積む必要がある。

1は、能動的な市民としての根本の価値観、2は社会参画するための知識、そして3はそれらを活用するための具体的な技術という整理をしている。

それではこれらの教育理念は、指導要領などにはどのように落とし込まれているのだろうか。教育法に基づいて作成される学習指導要領(Läroplan)でも、学校における生徒の社会参画が強調されている。基礎学校と就学前学級(2018年から義務化された基礎学校に入る前の準備のための学級)、学童保育(fritidshemmet)を対象にした学習指導要領(2019年改訂)の「生徒の責任と影響力(第2章3項)」という項目では、「影響力を発揮し、責任を取り、参画をするという民主主義の原則はすべての生徒に適用されなければならない」とさ

れている。同項目では、生徒が「教育に対して＜影響力を持つ＞こと」、「教育の改善のために積極的な参画が促進され、生徒自身に関するあらゆる事柄については、常に情報が与えられなければならない」、「情報提供や生徒の参画は年齢や成熟度に応じること」がその後に明記されており、これはスウェーデン全国生徒組合が活動の根拠としている条文そのものである。なお、「生徒の責任と影響力」という項目は高校の学習指導要領でも存在し、高校レベルであっても生徒の影響力を発揮させる民主的な社会参画の機会を保障することが謳われている。

これらの記述から明らかなのは、スウェーデンの学校教育における「人権」と「民主主義」の飽くなき強調である。生徒が実社会において積極的に社会参画をすることができるようになるために、スウェーデンが基盤とする民主主義社会で大切にされている平等、連帯、人権、多様性などの「価値」、社会がどのように構成されているのかを理解するための「知識」、そしてその社会で生活をし積極的に参画していくための「技術」は、学校によって教育されると考えているのである。前述した¹、給食協議会²、テーマ学習³、クラス会議⁴、生徒会⁵、生徒組合⁶、学校選挙⁷は、この目的の達成に資する重要な機会となっているのである。

■ 政治家の来校による生徒の騒動

他方で、学校で政治を扱うことの難しさはスウェーデンでも課題となっている。ヨーロッパの他の国同様、スウェーデンも多分に漏れず過激な主義主張を掲げる政党が躍進している。そのような政党が学校選挙の実施前の「政党ディベート大会」のために来校した際には、騒動が起きたりしている。実際に2014年3月には首都ストックホルムのグローバラ高校では、政党ディベート大会に登壇予定だったスウェーデン民主党の青年部の党員の入校を、生徒らが封鎖する事件が起きている。同党の主義主張が「差別的」であったことが、封鎖の理由だとされている。また2010年にはヴェルムドー高校においても、生徒と政治家との間で小競り合いが起きている。騒動への対応として政党ディベート大会の際に警備員を手配した学校もあるほどだ。

また、最近ではSNSの利用が若い世代で増える中、ネット上ではフェイクニュースが飛び交うなどして政治に関する報道や情報も錯綜^{さくそう}するので、正確な情報をもとに投票先を決めることが一層難しくなっている。

実は先述したスウェーデン若者・市民社会庁の副教材「政治について話そう！（Prata Politik!）」はそのような背景の中で作成された教材である。学校において中立を保ちながら政治を教えるにはどうしたらいいのか。騒動を起こさないために学校に政党を招かない判断をしてよいのか。どのようにしたら安全な政党ディベート大会が実施できるか。政治の情報を正確に収集するための具体的な方法は何か。これらの問いに答えるように副教材はできている。

教材では、教育法、学習指導要領やガイドラインに触れて学校で民主主義を教える重要性を説き、学校に政党を招く際に参考にすべき国の指針やルール、具体的な実践方法について

紹介している。

■「学校は価値中立とはなり得ない」それはどういうことか？

この教材を読んでいてハッとさせられたのは、「＜学校は価値中立にはなり得ない＞それはどういうことか？」という章を読んだときである。日本では、学校において政治問題を扱う際に、教員には「政治的な中立性を保つこと」が求められる。特定の政党や政治的な思想に偏らないように、中立を保って客観的な立場から政治を教えるということである。スウェーデンの学校教育でも同様に政治的な中立を保つことは期待されている。しかし、これを支えるロジックが日本とは大きく異なるのだ。

まず、この章の冒頭ではいきなり「学校は価値中立になることはあり得ない」と断言をしている。つまり、社会の中にある多様な価値観、それらすべてを公平に扱って教えることなどできないと潔く認めているのである。そのうえで学校においては、スウェーデン社会に行き渡るべしとされる民主主義の価値（生命の尊厳、表現の自由、男女平等など）を絶対視することをこう明言している。

「(前略) (B) 学校は価値が中立となることはなく、民主主義の価値が侵害されることがあっては決してなりません。」学校が価値中立ではないという事実が意味するのは、学校内で広まる価値については中立ではないということです。(中略) 生徒は、さまざまな人々の権利に対して、ときには民主主義的ではない意見や考えを持つかもしれません。しかし、学校は核となる民主主義の価値においては中立ではなく、民主主義の価値に立脚し、民主主義の価値を伝えることを務めとします。これが意味するのは、学校の教職員としてあなたは学校が基礎に置く民主的な価値観に反する価値や意見に対しては反応し、距離を取る責任があるということです。また、学校にいるすべての人が尊重されなければならないということの意味しています。」(政治について話そう！14頁)

そのうえで、学校にいるすべての人が尊重されるために、差別、ハラスメント、虐待行為などの民主的でない行為を具体例に挙げながら、以下の点における差別に教職員が対処する責任があることを述べている。

「すべての人は学校において身体的性、民族、宗教、思想・信条、性表現、性自認、性的指向、年齢、障害やその他の虐待的な扱いに基づいた差別を受けてはならない。そのような風潮は、積極的に対処されねばならない。外国人恐怖症や不寛容は、知識と開かれた対話、そしてたゆまぬ努力によって対処されねばならない。」(政治について話そう！14頁)

ここで大事なのは差別の禁止の対象に思想・信条も含まれている点である。尊重と平等な扱いの対象に政治的な思想や主義も含まれるので、政党に対しても平等に接することが期待される。このロジックに則り、国会に議席を有するすべての政党を平等に扱い、同様の条件で学校に招くことが奨励されるというわけである。

だからといって、すべての政党にいつも同時に来校してもらう必要はない。政党の来校をそれぞれ別の日にする場合には、それぞれの政党が同じ条件（滞在時間、場所など）のもと

に招かれればよい。反対に、ある政党が他の政党より悪い条件を申し出たとしても、その政党だけを特別扱いすることはしない。万が一、ある政党の来校を拒む場合、平等に対処しなければならないので、その他の政党の来校も拒むというロジックが働く。しかし、学校教育庁はこれを「望ましくない」と、こう記している。

「かつて、すべての政党に来校してもらい平等に機会を与えるという学校への要望があるために、逆にすべての政党に対して学校の扉を閉ざしてしまった学校もあった。それはあり得るひとつの解決策ではあるが、学校教育庁が推奨するものではない。なぜならそのような解決策は学校に課された『民主主義のミッション』と折り合いをつけることが困難となるからである。」(政治について話そう！21頁)

つまり、政治的中立性の懸念による政党の来校の拒否の正統性を、学校に課された「民主主義のミッション」が上回るということである。

そもそも、学校において政治的な活動を制限する特別な規定はない。もちろん、憲法、ヨーロッパ人権条約、学校で規定された原則など、政治家の来校時には考慮しなければならない決まり事はあるが、基本的には生徒の学校における政治的活動を制限する特別な規定は存在しない。この基本方針を立てたのは、高等裁判所、国会オンブズマン、行政オンブズマンであるので、スウェーデンにおいては政党の来校は政府機関により奨励されていると言える。このような力強い後ろ盾が、学校において民主主義を教える「ミッション」を可能としている。(4296字)

出典：両角達平『若者からはじまる民主主義—スウェーデンの若者政策』、萌文社、2021年(第3章5 学校の使命は「民主主義を教えること」) 84-88頁。

※ かぎ括弧等は原文のままとし、章番号などは一部を削除、修正している。

注¹ 両角達平『若者からはじまる民主主義—スウェーデンの若者政策』、萌文社、2021年(第3章 教育政策と学校) 58-83頁、参照。本文の前の節に該当する。

注² スウェーデン政府は給食の献立の質を高めるために生徒の意見を反映させることを推奨している。給食協議会とは政府の方針に基づき多くの学校でクラス代表、生徒会執行部、教職員、給食室調理長、調理員が参加し、献立や食堂のルール、環境改善について話しあう場。

注³ テーマ学習とはスウェーデンの基礎学校5年生(日本の小学校相当)で行う理科、社会、スウェーデン語の3教科の課題から生徒が自由に選び、教員がテーマを決めてグループワークをしながら個別の学習を進める教育方法。

注⁴ クラス会議とは日本の学級会に相当するが、生徒が自主的に全校活動のテーマ、学校施設や環境の充実、学校規則、教育内容や学校方針等を対象に話し合い、その総意を学校長に伝え生徒の意思を学校教育に実効的に反映させる取り組み。

注⁵ 生徒会は、自主性が尊重されているが、学校の校長や教員の支配下にある組織。

注⁶ 生徒組合とは、学校から独立した組織であり、生徒の権利を守ることを主眼とし、学校環境の改善を図る生徒の組合組織であり、生徒が横でつながり、自らの権利を守るための組合組織を指す。

注⁷ 学校選挙は、実際の選挙と同時期に行われ、実際の政党や候補者名をもとに行う実践的な模擬選挙である。学校教育庁や選挙管理委員会が公的に支援したうえで、政治家を招く討論会やディベート、ワークショップ、国会議事堂見学等を行いながら、投票行動を行うことで選挙を身近に感じる学習効果がある。

問1

下線部 (A) に関して、教育法が謳^{うた}う民主主義と人権に関する「知識」や「価値」とは具体的にどのようなものを表すか。これまでの学習経験や探求的な学習成果と関連づけて、400 字以内で述べなさい。

問2

下線部 (B) に関して、「学校は価値が中立となることはなく、民主主義の価値が侵害されることがあっては決してなりません。」と書かれている。本文を読みスウェーデンにおいて「学校は価値が中立となること」がないこと、と「民主主義の価値」の関係について、これまでの学習経験や探求的な学習成果と関連づけて説明し、あなたの考えを 600 字以内で述べなさい。

試験問題は前のページで終わりです。

このページ以降は下書きなどご自由にお使いください。

このページは下書きなどご自由にお使いください。

このページは下書きなどご自由にお使いください。

このページは下書きなどご自由にお使いください。

このページは下書きなどご自由にお使いください。

このページは下書きなどご自由にお使いください。